ル錠25」を「㊒　フルジサール錠25」に、「フルジサール錠50」を「㊒　フルジサール錠50」に、「ボインリール錠25」を「㊒　ボインリール錠25」に、「ムコスタ錠100」を「㊒　ムコスタ錠100」に、「ユーリック錠100mg」を「㊒　ユーリック錠100mg」に改め、同表第2部注射薬中「エクサシン注射液200」を「㊒　エクサシン注射液200」に、「エクサシン注射液400」を「㊒　エクサシン注射液400」に、「フロセミド注20mg「フソー」」を「㊒　フロセミド注20mg「フソー」」に、「ラシックス注20mg」を「㊒　ラシックス注20mg」に、「ラシックス注100mg」を「㊒　ラシックス注100mg」に、「リンコメイス注300mg」を「㊒　リンコメイス注300mg」に、「リンコメイス注600mg」を「㊒　リンコメイス注600mg」に、「ローブストン注20mg」を「㊒　ローブストン注20mg」に改め、同表第3部外用薬中「ゲンタロール点眼液0.3%」を「㊒　ゲンタロール点眼液0.3%」に、「硫酸ゲンタマイシン点眼液0.3%「ニットー」」を「㊒　硫酸ゲンタマイシン点眼液0.3%「ニットー」」に改め、同表第9部追補(5)内用薬中「アイデイト錠100mg」を「㊒　アイデイト錠100mg」に、「バルプロ酸ナトリウム錠200mg「アメル」」を「㊒　バルプロ酸ナトリウム錠200mg「アメル」」に、「リボール錠100mg」を「㊒　リボール錠100mg」に改め、同部注射薬中「メロペン点滴用キット0.5g」を「㊒　メロペン点滴用キット0.5g」に、「メロペン点滴用バイアル0.25g」を「㊒　メロペン点滴用バイアル0.25g」に、「メロペン点滴用バイアル0.5g」を「㊒　メロペン点滴用バイアル0.5g」に、「リズビオン注300mg」を「㊒　リズビオン注300mg」に、「リズビオン注600mg」を「㊒　リズビオン注600mg」に改め、同表第11部追補(7)内用薬中「アムロジピン錠2.5mg「あすか」」を「㊒　アムロジピン錠2.5mg「あすか」」に、「アムロジピン錠2.5mg「イセイ」」を「㊒　アムロジピン錠2.5mg「イセイ」」に、「アムロジピン錠2.5mg「科研」」を「㊒　アムロジピン錠2.5mg「科研」」に、「アムロジピン錠2.5mg「ツルハラ」」を「㊒　アムロジピン錠2.5mg「ツルハラ」」に、「アムロジピン錠2.5mg「TYK」」を「㊒　アムロジピン錠2.5mg「TYK」」に、「アムロジピン錠2.5mg「YD」」を「㊒　アムロジピン錠2.5mg「YD」」に、「アムロジピン錠5mg「あすか」」を「㊒　アムロジピン錠5mg「あすか」」に、「アムロジピン錠5mg「イセイ」」を「㊒　アムロジピン錠5mg「イセイ」」に、「アムロジピン錠5mg「科研」」を「㊒　アムロジピン錠5mg「科研」」に、「アムロジピン錠5mg「ツルハラ」」を「㊒　アムロジピン錠5mg「ツルハラ」」に、「アムロジピン錠5mg「TYK」」を「㊒　アムロジピン錠5mg「TYK」」に、「アムロジピン錠5mg「YD」」を「㊒　アムロジピン錠5mg「YD」」に、「イミダプリル塩酸塩錠5mg「TYK」」を「㊒　イミダプリル塩酸塩錠5mg「TYK」」に改め、同表第15部追補(11)内用薬中「イミダプリル塩酸塩錠2.5mg「YD」」を「㊒　イミダプリル塩酸塩錠2.5mg「YD」」に、「イミダプリル塩酸塩錠5mg「YD」」を「㊒　イミダプリル塩酸塩錠5mg「YD」」に改め、同表第18部追補(4)内用薬中「モンタルジー錠200mg」を「㊒　モンタルジー錠200mg」に改め、同表第24部追補(2)内用薬中「アモキシシリンカプセル250mg「トーワ」」を「㊒　アモキシシリンカプセル250mg「トーワ」」に改め、同表第31部追補(3)内用薬中「ムコスタ錠100mg」を「㊒　ムコスタ錠100mg」に改め、同表第33部追補(2)内用薬中「トスフロキサシントシル酸塩錠75mg「TYK」」を「㊒　トスフロキサシントシル酸塩錠75mg「TYK」」に、「トスフロキサシントシル酸塩錠75mg「YD」」を「㊒　トスフロキサシントシル酸塩錠75mg「YD」」に、「トスフロキサシントシル酸塩錠150mg「TYK」」を「㊒　トスフロキサシントシル酸塩錠150mg「TYK」」に、「トスフロキサシントシル酸塩錠150mg「YD」」を「㊒　トスフロキサシントシル酸塩錠150mg「YD」」に、「レバミピド錠100mg「NS」」を「㊒　レバミピド錠100mg「NS」」に、「レバミピド錠100mg「TYK」」を「㊒　レバミピド錠100mg「TYK」」に、「レバミピド錠100mg「TCK」」を「㊒　レバミピド錠100mg「TCK」」に改め、同部注射薬中「メロペネム点滴静注用0.25g「NP」」を「㊒　メロペネム点滴静注用0.25g「NP」」に、「メロペネム点滴静注用0.5g「NP」」を「㊒　メロペネム点滴静注用0.5g「NP」」に改める。

○農林水産省告示第四百号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十二年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号の豚半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

㈠　皮はぎ法により整形したもの

安定基準価格　四〇〇円

安定上位価格　五四五円

㈡　湯はぎ法により整形したもの

安定基準価格　三七〇円

安定上位価格　五〇五円

二　規則第三条第二項第一号の牛半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格　八一五円

安定上位価格　一、〇六〇円

○農林水産省告示第四百一号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十二年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、三一〇、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二八五、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二〇四、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一一六、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一八一、〇〇〇円

○農林水産省告示第四百二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格についての期間を次のように定めたので、肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、二六八、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二四七、〇〇〇円